

平成23年2月23日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成22年(ワ)第735号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成23年1月26日

判 決

茨城県

原 告

茨城県

原 告

茨城県

原 告

茨城県

原 告

茨城県

原 告

上記5名訴訟代理人弁護士 田 中 庄 司

同訴訟復代理人弁護士 若 松 利 行

同 柴 田 大 祐

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

被 告 アイフル株式会社

同代表者代表取締役 福 田 吉 孝

主 文

1 被告は、原告 に対し、80万8131円及びうち78万0158円に対する平成22年6月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告は、原告 に対し、53万6852円及びうち51万0799円に対する平成22年5月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を

支払え。

3 被告は、原告 に対し、108万532.9円及びうち101万586.3円に対する平成22年4月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

4 被告は、原告 に対し、77万8663円及びうち77万3891円に対する平成18年4月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

5 被告は、原告 に対し、5万9171円及びこれに対する平成15年8月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

6 訴訟費用は被告の負担とする。

7 この判決は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

1 本件は、原告らが、貸金業者である被告との間で金銭消費貸借契約を締結し、金銭の借入れと返済を繰り返していたが、この取引に利息制限法所定の制限利率を適用すると過払金が生じているとして、不当利得返還請求権に基づき、被告に対し、別表1ないし5末尾記載のと通りの過払金元金の返還並びに悪意の受益者として最終取引日までの確定利息（原告大津裕一を除く。）及び上記過払金元金に対する最終取引日の翌日から支払済みまで年5分の割合による利息の支払を求めている事案である。

2. 前提事実（証拠を掲げた事実のほかは当事者間に争いがない。）

(1) 被告は貸金業者である。

(2) 原告らは、いずれも被告との間で金銭消費貸借契約を締結し、

ア 原告 に対し、平成12年5月30日から平成22年6月16日

までの間、別表1の年月日、借入金額及び弁済額欄記載のとおり、

イ 原告 は、平成13年5月25日から平成22年5月27日までの間、別表2の年月日、借入金額及び弁済額欄記載のとおり、

ウ 原告 は、平成10年6月29日から平成22年4月1日までの間、別表3の年月日、借入金額及び弁済額欄記載のとおり、

エ 原告 は、平成14年5月29日から平成18年4月13日までの間、別表4の年月日、借入金額及び弁済額欄記載のとおり、

オ 原告 は、平成14年8月5日から平成15年8月24日までの間、別表5の年月日、借入金額及び弁済額欄記載のとおり、

金銭の借入れと返済を繰り返した（甲1ないし5、弁論の全趣旨。以下、これらを総称して「本件各取引」という。）。

(3) 本件各取引における返済は、いずれも利息制限法1条1項の制限を超える利息の約定に基づきされたものである（甲1ないし5、弁論の全趣旨）。

3 争点及び当事者の主張

被告の悪意の受益者該当性

(原告らの主張)

被告は、貸金業者として、利息制限法の制限を超える利息の約定がその超過部分につき無効であること、利息制限法の制限を超える部分（以下「制限超過部分」という。）を利息として受領した場合、平成18年法律第115号による改正前の貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業法」という。）43条1項の要件を満たさない限り、同部分は当然に元本に充当されること、充当計算の結果、計算上元本が完済となったときは、不当利得として返還しなければならないことは、いずれも判例の確立により、当然に認識していたから、過払金の取得につき悪意の受益者である。したがって、被告は過払金発生の日翌日からの利息支払義務を負う。

なお、被告は、貸金業法43条1項の適用があると認識したことについて

やむを得ないといえる特段の事情の立証として、同法17条及び18条所定の書面（以下「17条書面」及び「18条書面」という。）の交付については、これを交付する一般的な業務体制を構築していたことを立証すれば足りると主張するが、かかる主張は被告独自の見解であつて採用されるべきでない。あくまで原告らに対する個別的、具体的な交付の立証を要するというべきである。

（被告の主張）

被告は、過払金の取得につき悪意の受益者ではない。

すなわち、貸金業者において、貸金業法43条1項の適用があると認識し、かつ、認識したことについてやむを得ないといえる特段の事情があると認められる場合は、当該貸金業者を悪意の受益者と推定することはできないとするのが判例であるところ、上記特段の事情の立証は、17条書面及び18条書面の交付については、各顧客（原告ら）に対する個別的な交付の立証は要せず、これを交付する一般的な業務体制を構築していたことの立証で足りるというべきである。そして、被告は、すべての顧客に対し17条書面及び18条書面を交付する一般的な業務体制を構築していたから、上記特段の事情が認められるべきである。

なお、仮に被告が悪意の受益者と認定される場合でも、悪意の利息を付すべき時期は訴状送達の日翌日とされるべきである。また、判決に仮執行宣言が付される場合は、仮執行免脱宣言及びその執行開始時期を判決送達後2週間経過時とするよう求める。

第3 当裁判所の判断

- 1 金銭消費貸借において利息制限法の制限を超過する利息の約定はその超過部分につき無効であり、貸金業者は、貸金業法43条1項が適用される場合に限って、制限超過部分を有効な利息の債務の弁済として受領することができるにとどまる。したがって、貸金業者は、同項の適用がない場合には、制限超過部分

は貸付金の残元本があればこれに充当され、残元本が完済になった後は不当利得として借主に返還すべきであることを十分に認識していたといえる。そうすると、貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合は、当該貸金業者は、同項の適用があると認識し、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち悪意の受益者であると推定される（最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁）。

これを本件についてみると、本件各取引について貸金業法43条1項の適用を認める証拠はなく、また、被告は、本件の各原告に対する17条書面及び18条書面の交付につき何ら具体的な立証をしないから、被告が、本件各取引における制限超過部分の受領につき貸金業法43条1項の適用があると認識し、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるとは認められない。

なお、被告は、前記特段の事情の立証は、17条書面及び18条書面の交付については、これを交付する一般的業務体制を構築していたことの立証で足りると主張するが、そのような立証のみでは、被告が個々の原告らの弁済につき貸金業法43条1項の適用があると認識したことについてやむを得ないといえる特段の事情があるということとはできないから、かかる主張は採用しない。

したがって、被告は悪意の受益者としての利息支払義務を免れない。

そして、悪意の受益者の利息支払義務は過払金発生時から生じる（最高裁平成21年9月4日第二小法廷判決・裁判所時報1491号258頁）。これに反する被告の主張も採用できない。

以上から、本件各取引に利息制限法所定の制限利率を適用し、過払金発生時から悪意の受益者としての利息が発生するものとして計算すると、被告には、

別表1ないし5末尾記載のと通りの過払金の返還義務並びに最終取引日までの確定利息（原告を除く。）及び上記過払金元金に対する最終取引日の翌日から支払済みまで民法所定年5分の割合による利息の支払義務がある。

2 なお、本件では、被告から、弁論終結後に再開の申し出がされているが、当裁判所は再開を命じなかったため、この点について付言する。

被告の申し出は、本件の争点は悪意の受益者該当性であり、被告には、同争点につき口頭弁論終結時までに提出できなかった主張及び証拠があるから、異なる主張及び立証をするために弁論再開を申し立てるというものである。

ところで、本件訴訟の経緯は、原告らが平成22年9月5日に当庁に訴状を提出し、同月15日、被告に対し、同年10月6日を第1回口頭弁論期日とする期日呼出状及び答弁書催告状が送達されたところ、被告から、同年9月24日、各原告の訴訟につき簡易裁判所への移送を求める申立てがされたこと、そのため、同年10月6日の第1回口頭弁論期日は開かれたものの、延期とされ、その後、同年11月25日、各移送申立てを却下する旨の決定がなされ、同決定確定後である同年12月14日に、平成23年1月26日の口頭弁論期日の指定がなされ、平成22年12月16日、被告にその期日呼出状が送達されたこと、その間である同年12月8日、原告らは準備書面(1)及び(2)を当庁に提出し、被告も同日これを受領したこと、原告らは、同準備書面において、被告の悪意の受益者該当性に関する前記特段の事情の立証については17条書面及び1.8条書面を交付する一般的業務体制の構築の立証では足りないとし、また、次回期日までに十分な反論の機会があるので、被告は主張、立証があれば期日間に提出するよう要請する旨を記載していたこと、一方、被告は、同年12月24日、各原告に対する答弁書を当庁に提出しており、その記載内容は、悪意の受益者該当性に関してはおおむね前記被告の主張のとおりであったこと、しかし、被告は、平成23年1月26日の口頭弁論期日に出頭せず、答弁書以外の書面も提出しなかったこと、以上の事実が本件記録からも明らかである。

そして、被告の口頭弁論再開の申し出の趣旨が、被告の悪意の受益者該当性について17条書面及び18条書面を交付する一般的業務体制を構築していたことを立証したいとの趣旨であれば、当裁判所はそのような見解を採用しないので、その機会を設けることは不要であり、また、再開申し出の趣旨が、答弁書に記載していなかった主張をするという趣旨であれば、それは上記経緯に照らせば、平成23年1月26日の口頭弁論期日又はそれまでに提出すべきものであり、それをしなかった被告のために口頭弁論の再開を命ずることは、訴訟の遅延をもたらすとともに、訴訟における当事者間の公平にも反するものといわなければならない。

以上の次第で、当裁判所は口頭弁論の再開を命じなかったものである。

- 3 よって、原告らの請求はいずれも理由があるからこれを認容し、訴訟費用の負担につき民訴法6.1条を、仮執行宣言につき同法259条1項をそれぞれ適用し、なお仮執行免脱宣言は相当でないからこれを付さないこととし、主文のとおり判決する。

水戸地方裁判所民事第1部

裁 判 官

吉 田 純 一 郎